

Ⅱ. 行政処分や改善勧告の事例紹介

Ⅱ. 行政処分や改善勧告の事例紹介

監査（特別監査）

サービス等の内容について、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、もしくはその疑いがあると認められる場合、または自立支援給付等の給付に係る費用の請求について不正もしくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施します。

監査の結果、不正不当な行為があったと確認した場合、



指定の取消や指定の効力停止などの行政処分を行います。

給付費の不正請求
市の監査に対し虚偽答弁
虚偽報告
不正な手段により指定を受けた
人格尊重義務違反
人員基準違反、運営基準違反
その他関係法規に関する違反

主な監査の理由

- ・水増し・架空請求の疑いがある場合
- ・指定申請時の提出書類に詐称の疑いがある場合
- ・人員基準を満たさずに給付費を請求した疑いがある場合
- ・従業員の利用者に対する虐待の疑いがある場合等

行政上の措置	内 容
①指定取消	サービス事業所として指定を取り消され、処分日以降、当該事業所のすべての報酬の請求ができなくなります。 指定の取消を受けた場合、同じ法人が運営する他のサービス事業所についても指定の更新ができなくなる場合があります。
②全部効力停止	指定された期間について、すべての利用者の報酬を請求できなくなります。
③一部効力停止	指定された期間について、新規の利用者の受け入れができなくなったり（新規受入停止）、請求できる報酬が減額されたり（報酬カット）します。
④改善命令	改善勧告に従わなかった場合に勧告内容に係る措置をとるよう命令し、その内容を公示します。
⑤改善勧告 (※処分ではない)	基準を満たしていない事柄について、期間を定めて文書で基準違反の内容を勧告し、違反内容に対する改善策の報告を求めます。これに従わなかった場合は公表することができます。

Ⅱ. 行政処分や改善勧告の事例紹介

行政処分等の実施状況

事業種別	処分等発行日	処分等	主な処分事由
居宅介護 同行援護	平成30年3月9日	指定取消	不正請求 虚偽の報告、虚偽の答弁
放課後等デイサービス	令和元年12月1日	全部停止3月	人格尊重義務違反
就労継続支援B型	令和3年4月1日	一部効力停止（新規受入停止）3月	人格尊重義務違反
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和3年4月30日	指定取消	不正請求、法令等に違反 虚偽の報告 不正・著しく不当な行為
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和3年7月31日	指定取消	不正請求、法令等に違反 虚偽の報告、虚偽の答弁 不正・著しく不当な行為
放課後等デイサービス	令和3年9月30日	指定取消	人員基準違反、不正請求
放課後等デイサービス	令和5年2月1日	一部効力停止（新規利用者受入停止6月及び報酬 支払額の7割への制限（報酬3割減額）	不正請求、人員基準違反 不正・著しく不当な行為
居宅介護 重度訪問介護	令和5年2月28日	指定取消	不正請求、虚偽の報告 不正・著しく不当な行為
自立訓練	令和7年6月20日	勧告	人員基準違反 <u>※サービス管理責任者を常 勤で配置していなかった。</u>

Ⅱ. 行政処分や改善勧告の事例紹介

令和4年度の行政処分【指定取消】の概要

令和4年度、指定障害福祉サービス事業者において、下記の事実を確認したため、障害者総合支援法第50条第1項の規定により、指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所に対して指定取消処分を行いました。

虚偽の報告

監査において、どの従業員がどの利用者の支援に入ったかわかるものを提出するよう求めたところ、実際に支援に入っていないにもかかわらずサービス提供の偽装した記録を提出した。

運営基準違反

①一部の利用者について、個別支援計画に基づきサービス提供を行っていなかった。
②複数事業を実施しているが、指定事業所ごとの管理・運営が行われず、複数の事業をサービス区分なく一体的に実施しており、区分して勤務の記録を行っていなかった。

不正請求

①勤務記録のない従業員が支援したこととする実績記録票を作成し、居宅介護サービス費及び重度訪問介護サービス費を不正に請求し、受領した。
②同一ヘルパーが同日同時間帯に別の利用者にサービス提供したというサービス提供の記録に基づき、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。
③サービス提供責任者が訪問を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして初回加算を不正に請求し受領した。

不正又は著しく不当な行為

①一部の利用者について同意を得ることなく、従業員が勝手に署名を行い、事業所で購入した利用者の印鑑を押印し、虚偽の個別支援計画書を作成した。
②他事業において人員基準に抵触すると考え、サービス提供の記録を偽装し、サービス提供した従業員と異なる他の従業員の名前を記載し、事業所で預かっている従業員の印鑑を勝手に押印した。
③重度訪問介護において、親族がサービス提供を行ったことが分からないように偽装し、親族以外の従業員の名前を記載したサービス提供の記録を作成した。
④居宅介護において、従事する資格のない従業員が行ったサービスを、有資格者が行ったように偽装し、サービス提供の記録を作成した。
⑤利用者に同意を得ることなく購入した利用者の印鑑により、利用者に確認を受けることなくサービス提供記録に押印を行った。
⑥事業所内では認められていない身体介護を放課後等デイサービス事業所内で放課後等デイサービスと合わせて提供した。
⑦管理者は、他事業を行う従業員が居宅介護サービスを行う場合のシフト及び勤務実績、サービス提供記録を管理者自身の名前で記載するよう従業員に指示した。
⑧実地指導にあたり、親族がサービス提供に入っていることを隠蔽するために偽装した勤務体制一覧表を提出した。

Ⅱ. 行政処分や改善勧告の事例紹介

令和4年度の行政処分【効力停止】の概要

令和4年度、指定障害児通所支援事業者において、下記の事実を確認したため、児童福祉法第21条の5の2第4第1項の規定により、指定放課後等デイサービス事業所に対して指定の一部効力停止（新規利用者受入停止及び報酬支払額の7割への制限（報酬3割減額））を行いました。

人員基準違反

- ①専従の管理者を配置していなかった。
- ②専任かつ常勤の要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置していなかった。
- ③サービス提供時間を通じて児童指導員等を必要数配置できていなかった。

運営基準違反

一部の利用者について、基準に規定されている計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況においてサービス提供を行った。

不正請求

- ①専任かつ常勤の要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置していない場合に算定すべき**児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず**、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- ②サービス提供職員が1割以上欠如している状態が継続している状態において算定すべき**サービス提供職員欠如減算を行わず**、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- ③**個別支援計画が作成されていない状況**や基準に規定されている計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況を管理者自ら把握していながら**減算を行わず**、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

不正又は著しく不当な行為

- ①他事業を兼務している従業員について出勤簿を整備するよう指導していたが、その後改善が行なわれず、結果基準に違反する状態を引き起こした。
- ②**個別支援計画書について、実地指導に向けて遡り利用者の同意を得ることなく作成**し、事業所で署名を行い、同意を得ずに購入した利用者の印鑑を押印し、さらに前児童発達支援管理責任者の印鑑を事業所に保管し不正に使用し**あたかも当時作成されていたかのように偽装**した。
- ③サービス提供実績記録票について、保護者から実績記録票の確認を受けることなく、事業所で保管する利用者の印鑑を用いて確認を受けたこととする記録を作成した。
- ④管理者は、法令遵守の指揮命令を行うべき立場にありながら、基準を遵守せず、実地指導にあたり虚偽の書類を作成し提示するとともに実地指導において虚偽の回答を繰り返した。

Ⅱ. 行政処分や改善勧告の事例紹介

指定の取消しを行った場合の措置

指定の取消しを行った場合は、以下の措置を行います。

- ①取消し日から5年間の指定（更新）申請の禁止
- ②取消しした旨の告示
- ③不正請求による返還金が生じた場合、加算金（返還額の100分の40を乗じた額）を付加

また、指定の取消しに係る業務管理体制の確認検査により、法人役員等が不正等の処分理由となる行為に関与したかを確認し、組織的に関与していると認められない場合を除いて欠格事由該当者となり、その者を役員等とする法人等については、指定（更新）が受けられなくなります。

●監査中の事業廃止等に係る欠格事由

監査中に指定取消処分を予想した事業者が処分逃れのために廃止届を提出した場合、指定（更新）が受けられなくなります。